

大発 ー 2022
令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大湊村長 高橋浩人

市町村名 (市町村コード)	大湊村 (053686)
地域名 (地域内農業集落名)	大湊地区 (大湊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

年々農家数が減少している一方で、現在も耕作放棄地はほとんどなく、これまで基幹産業として農業を維持してきた。しかしながら、国内の米需要は年10万トンのペースで減り続けており、農業生産額の95%以上を水稻が占める村にとって、近年の食の多様化による米消費の減退傾向は大きな懸念材料となり、水稻を主体とした農家経営は厳しい状況となっている。このような状況で、村の基幹産業である農業を発展させるためには、農政の変化に的確に対応しながらも、水稻主体の土地利用型農業を基本に、野菜、麦・大豆等の畑作栽培や施設園芸を含む多様な生産形態により、農業所得の向上及び食糧生産基地として確固たる地位を築く必要がある。そのため高収益作物との複合経営、有機栽培や特別栽培米など付加価値を付けての販売を推進するとともに、家族中心の経営、雇用人材を含めた会社経営、複数の経営が協力して行う営農形態の活用など、多様な農業形態でのチャレンジをサポートし推進していくことが必要である

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田フル活用及び振興作物生産の推進による農家所得の向上と併せて、農業経営に係るセーフティネットへの加入を促進することで、農業経営の安定化を図る。
・収益性の高い農業構造への転換を加速するため、積雪寒冷地に適応した野菜や花きの低コストで省力的な生産技術の導入を支援し、園芸作物の冬期生産や周年園芸の普及を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11,500 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11,500 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構等と連携して、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的条件や自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況、さらに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業推進において「農地耕作条件改善事業等」による暗渠排水・区画拡大・排水路整備及びGNSS自動操舵装置設置、「水利施設整備事業」による小用水路の改修、「農業水路等長寿命化事業」による老朽化した道路横断管の改修等の取組を計画的に行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村では40～50代の農業者が全体の6割を占めているほか、新規就農者数の大部分が親元就農であり、地域農業の維持発展に必要な担い手が確保されている状況である。国・県事業を活用して引き続き農業後継者の確保に努めるとともに、村で新たに農業経営を営もうとする青年等については、適時、育成と支援に努めるものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組方針

有害鳥獣による農産物の被害を防ぐため、大潟村鳥獣被害対策実施隊による駆除活動及び実技訓練や事故防止等様々な研修会への参加について支援し、安全な有害鳥獣駆除を推進する。

②有機・減農薬・減肥料の取組方針

有機農業をはじめとする環境保全型農業の拡大及び発展に向け、生産・流通・販売、学術機関等の幅広い分野の関係団体が連携し、具体的な方策の検討と事業の円滑な実施に向けた話し合いを行い、オーガニックビレッジとして有機農業に地域ぐるみで取り組む。

③スマート農業の取組方針

農業者の既存の取組を後押しするようなICT環境基盤整備を基本にしつつ、その成果をオープンリソース化することで新たに技術導入を図る農業者に対するイノベーションの横展開を図る。

④輸出の取組方針

減少が続く米需要に対応するため、消費者の意見、評価を販売戦略に反映させるほか、米・米加工品輸出を促進するなど、販路拡大を推進する。

⑦保全・管理等の取組方針

多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。

⑧農業用施設の取組方針

国・県等関係機関と連携を図り、国営かんがい排水事業、ストックマネジメント事業を活用しながら干拓地内の老朽化した用排水施設の更新整備、安定的な農業用水確保を目指す。